

令和 6 年度

自治修習所空調設備保守点検整備業務委託

入 札 説 明 書

佐賀県自治修習所

空調設備保守点検整備業務仕様書

自治修習所及び教育センターに設置された、空調設備の年間保守及び点検整備の業務内容について、次のとおり定める。

なお、各業務の実施時期については、適宜、発注者側と打ち合わせのうえ定める。

1 整備業務実施要領

- 業務対象設備については、別紙空調機械設備一覧表に記載したものとし、作業内容については、建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）によるものとする。なお、計装設備（自動空調制御装置）については、共通仕様書に記載がないため、別に仕様書を定めるものとする。
- 実施回数については、次のとおりとする。

（１）吸収式冷温水発生機 ２台

- ・ 共通仕様書 4.3.5 表
- シーズンイン 年２回
- シーズンオン 年１回

（２）パッケージエアコン（空冷） ３台

- ・ 共通仕様書 4.3.6 表
- シーズンイン 年２回

（３）冷却塔 ２台

- ・ 共通仕様書 4.3.9 表
- シーズンイン 年１回
- シーズンオン 年１回
- シーズンオフ 年１回

（４）ユニット型空調機 ７台

- ・ 共通仕様書 4.4.5 表
- シーズンイン 年１回
- シーズンオン 年２回

（５）空調用ポンプ ８台（うち冷却塔用２台）

- ・ 共通仕様書 4.4.7 表
- シーズンイン 年２回
- シーズンオン 年１回

上記、（１）から（５）までの整備作業にかかる消耗品は受注者負担とする。

ただし、機器の消耗品等の交換にかかる経費は発注者負担とする。

また、整備業務終了後は、書面を持って発注者側へ速やかに作業報告を行うと共に、完了確認を受けること。

2 保守業務実施要領

（１） 空調用冷却水処理剤の補充

（２） 保守点検整備契約期間中、受注者が整備を行う空調設備に異常が生じた場合は、発注者の要請に応じて、直ちにサービス員を派遣し、点検整備その他必要な処置を講じること。

（３） 受注者は、発注者が設備の健全な運転維持ができるよう、指導、助言を行うこと。

自動空調制御装置切替点検業務仕様書

1 切替点検の内容及び方法

- 切替点検を実施する機器名 別紙自動空調制御装置一覧表のとおり
- 作業内容
 - ・ 温度、湿度調節器（サーモスタット、ヒューミディスタット）
 - 1) 本体の塵埃除去
 - 2) 調整部本体、発信機、操作部の総合作動試験
 - 3) アスマン乾湿球によるキャリブレーション感度点検
 - ・ 操作器（モータ、電磁弁、2方弁、3方弁）
 - 1) 本体の塵埃除去
 - 2) バルブの作動、閉止時漏れ点検
 - ・ 油面計、水面計、煤煙濃度計
 - 1) 実測により油面、水面指示との比較
 - 2) 発信器、受信器（指示計、記録計）の組合せ試験
 - 3) 各部機構、汚染、腐食等の点検
- 上記の作業実施に必要な工具及び試験器具類はすべて受注者側の負担とする。
点検により不備を発見した場合は速やかに発注者側に報告するものとし、その補修については協議のうえ実施する。なお、補修に必要な経費は別途支払う。

2 切替点検整備の回数及び実施時期

- 暖房、冷房のシーズンイン時にそれぞれ行う。（年2回）
- 実施時期については、別途、発注者側と打ち合わせのうえ定める。